

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年度計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期計画に基づき、平成29年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及

① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。

イ 基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究、障害種別研究）

ロ 地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究

② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、基幹研究6課題、地域実践研究4課題を実施する。

イ 平成29年度は、基幹研究を次のとおり実施する。

i) 平成28年度からの継続研究

（基幹研究：横断的研究）

・我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究（平成28～32年度）

・特別支援教育における教育課程に関する総合的研究（平成28～32年度）

（基幹研究：障害種別研究）

・特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－各部間の連続性を踏まえた指導の検討－（平成28～29年度）

・発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究－導入段階における課題の検討－（平成28～29年度）

ii) 平成29年度から新規に行う研究

（基幹研究：障害種別研究）

・精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究（平成29～30年度）

・視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心－（平成29～30年度）

ロ 平成 29 年度は地域実践研究を次のとおり実施する。

i) 平成 28 年度からの継続課題

・インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究（メインテーマ）

a 地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究（サブテーマ）

b インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究（サブテーマ）

・インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究（メインテーマ）

a 交流及び共同学習の推進に関する研究（サブテーマ）

b 教材教具の活用と評価に関する研究（サブテーマ）

③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。

④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。

⑤ 終了した研究課題について、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）のアンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。

（2）評価システムの充実による研究の質の向上

① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（5段階評価で4以上）を得る。

② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生か

すとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、P D C A サイクルを重視して評価システムを運用する。

2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

- ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。

イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊研修）

（第一期）視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース

募集人員：70名

実施期間：平成29年5月15日～平成29年7月14日

（第二期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース

募集人員：70名

実施期間：平成29年9月4日～平成29年11月8日

（第三期）知的障害教育コース

募集人員：70名

実施期間：平成30年1月16日～平成30年3月20日

募集人員計：210名

ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各2日間の宿泊研修）

- ・高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会（連続型）

募集人員：105名

実施期間：第1回 平成29年5月8日～9日

第2回 平成29年8月28日～29日

第3回 平成30年1月9日～10日

- ・特別支援教育におけるI C T活用に関わる指導者研究協議会

募集人員：70名

実施期間：平成29年7月20日～21日

- ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会

募集人員：70名

実施期間：平成29年11月16日～17日

② 研修の実施に当たっては、関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。

③ 任命権者である教育委員会等に対して、平成 28 年度研修受講者を対象とした研修修了 1 年後における指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、P D C A サイクルを重視した研修の運営を行う。

④ 上記のほか、幅広い学校種の教員を対象に、広く発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図るための教育実践セミナーを実施する。また、全国特別支援学校長会と連携して、特別支援学校における体育・スポーツ活動の指導者を対象に、指導の充実を図るための協議会を実施するとともに、特別支援学校寄宿舎指導員を対象に、寄宿舎における指導の充実を図るための協議会を実施する。

（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関する支援

① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。

イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう更新する。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。

ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、平成 29 年度末までに、2,400 人以上を確保する。

② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。

免許法認定通信教育の実施に当たっては、平成 28 年 10 月から開講している視覚障害領域の科目に加え、平成 29 年 4 月から新たに聴覚障害教育領域の科目を開設

するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。

免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を平成 29 年度間に、700 人以上を確保する。

3. 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進

(1) 戰略的かつ総合的な情報収集・発信の推進

① 「広報戦略」に基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。

イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。

ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。

② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進する。

イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。

ロ 研究所のホームページについて、情報提供コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようになる。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。

ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリ一集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。

ニ 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルである NISE Bulletin を平成 29 年度中にそれぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月 1 回配信する。

ホ 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関するアンケート調査を行い、これに基づき、ホームページを改善する。

ヘ 国の政策当局や国立の研究機関に対し、幅広く研究所の活動や研究成果等について理解を深めてもらうため、セミナーや意見交換会を開催する。

(2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進

- ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。
- イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。
- ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識や Q & A 等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。
- ハ 研究所公開を開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。
- ② 発達障害者支援法の改正等を踏まえ、発達障害に関する理解啓発や支援の充実を図るため、発達障害教育情報センターを発達障害教育推進センターに改組し、同センターにおいて、インターネットを通じて幅広い国民への発達障害教育に関する情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。
- イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページや動画配信を通じて情報提供を行う。
- ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導力の向上を図るため、「発達障害教育実践セミナー」を実施し、発達障害に係る指導・支援の充実と理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。
- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。
- イ 研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。
- ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を研究所セミナー及び全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を平成 29 年度中に 4 回開催する。また、教育センターの協力を得て開催する展示会においては、発達障害教育に関する教

材・教具等の展示や疑似体験の機会を設けることにより、地域における理解啓発を促進する。

(3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

- ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー2017 シンポジウム本部大会へ参画するとともに、筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー2017in 横須賀を開催する。加えて、全国特別支援学校長会と連携した事業として、「寄宿舎指導員実践研究協議会」及び「体育・スポーツ指導者実践協議会」を開催する。
- ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、延べ430人以上を目標とする。
- ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年3回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。

4. インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与

(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進

- ① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、各研究に参画した都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員と共に、地域と協力して推進する。

地域実践研究は、平成29年度より、長期派遣型（1年間）に加え、派遣の形態を柔軟にした短期派遣型（研究所への派遣は年6日間）を導入し、併せて13件実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。

- ② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に、提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。

- ③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの

充実やパンフレットの作成・配布等を行う。

(2) 権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

- ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表する。
- ② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、JICA 研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。

(3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実

- ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、平成 29 年度末までに 360 件以上とする。

また、閲覧者の利便性向上のため、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。

- ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29 年 2 月に設置した「相談コーナー」において相談を受け付けるとともに、相談コーナーの効果的活用について周知を図る。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行なったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 3 %以上、業務経費 1 %以上の業務の効率化を図る。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。

2. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の各業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。

3. 間接業務等の共同実施

共同実施を決定した業務について、順次実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。

4. 給与水準の適正化

給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。

なお、必要に応じて宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」に基づき、i) 広報活動の充実、ii) 利用可能日の拡充、iii) 利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、iv) 利用申込方法の改善、v) 外部利用促進のための事業の実施等を推進する。これらの取組により平成 29 年度は、体育館 30% 以上、グラウンド 15% 以上の稼働率を確保する。

3. 保有財産の見直し

保有財産については、その保有の必要性について不斷の見直しを行う。

4. 固定的経費の節減

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

IV 予算、収支計画及び資金計画

1. 平成 29 年度予算

収入	1,049,000 千円
運営費交付金	1,049,000 千円
人件費	千円
一般管理費	千円
業務経費	千円
研究活動	千円
研修事業	千円
情報普及活動	千円
インクルーシブ教育システム	
構築推進事業	千円
施設整備費補助金	54,794 千円
自己収入	千円
支出	千円
運営費事業	千円
人件費	千円
業務経費	千円
施設整備費補助金事業	54,794 千円

2. 平成 29 年度収支計画

費用の部	千円
収益の部	千円

3. 平成 29 年度資金計画

資金支出	
業務活動による支出	千円
投資活動による支出	54,794 千円
資金収入	
業務活動による収入	千円

V 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

VI 剰余金の使途

平成 29 年度はなし

VII その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実

内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充実・強化を図る。

内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備
 - ②研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
 - ③内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映
- を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。

2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。

これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年 1 回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。

併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年 1 回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。

また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。

また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。

4. 施設・整備に関する計画

研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。

(平成29年度施設整備)

研究管理棟外壁改修工事（2ヶ年計画の2年次）

特別支援教育情報センター棟外壁改修及び周辺環境改善工事

5. 人事に関する計画

(1) 方針

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。また、教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。